

訪問看護ステーションくろさわ 運営規定 介護予防・介護保険

2024年6月1日～

（事業の目的）

第1条 医療法人社団美心会が開設する指定訪問看護ステーションくろさわ（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者が（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護の必要性を主治医に認められた要支援者・要介護者に対し、適正な指定訪問看護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1 ステーションの看護師等は、要支援者・要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 ： 訪問看護ステーション くろさわ
- 2 所在地 ： 高崎市中居町3-20-8

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師 1名
管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護の提供に当たるものとする。
- 2 看護師 常勤換算 2.5 名以上（うち 1 名は管理者と兼務）
看護師は、指定訪問看護の提供に当たるものとし、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するものとする。
- 3 理学療法士または作業療法士 常勤換算 2.0 名以上

（職員の基本姿勢）

第5条 職員の基本姿勢は次のとおりとする。

- 1 職員はそれぞれの職務を遂行する熱意と能力を持ち、利用者および家族等の福祉の向上を図るように努める。
- 2 職員は、訪問看護が適切に提供できるよう、かつその質の向上を図るため、計画的に研修の機会を確保するように努める。
- 3 職員は、医療従事者の立場を堅持し、常に利用者の心身の状態、家族等の状況の把握に務め、療養上の目標を設定し、計画的に訪問看護を行なう。

（守秘義務）

第6条 守秘義務は次のとおりとする。

- 1 職員は正当な理由なく、その業務上で知り得た利用者および家族等の秘密を漏らしてはならない。
- 2 介護保険上で行う訪問看護情報にかかる市町村への情報提供は、必ず利用者およびその家族等の同意を得た上で行う。

（営業日および営業時間）

第7条 ステーションの営業日および営業時間は、次のとおりとする。ただし、利用者の状況等により必要と認められる場合には、この限りではない。

- 1 営業日 月曜日～土曜日（祝日、12月31日～1月3日を除く）
- 2 営業時間 8：30～17：30

（訪問看護の提供方法）

第8条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- 1 居宅介護支援事業者よりステーションに直接連絡があった場合は、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- 2 利用者又は家族からステーションに直接連絡があった場合は、ケアマネージャーに主治医の意見書の交付を求めるよう指導する。

（訪問看護の内容）

第9条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状の観察
- 2 医療的処置の実施及び指導（吸引、酸素吸入、内服管理等）
 - （1）カテーテル等の交換、管理
 - ・栄養カテーテル
 - ・気管カニューレ
 - ・人工呼吸器
 - ・膀胱カテーテル
 - ・膀胱瘻
 - ・腎瘻
 - ・ウロストーマ（回腸導管、尿管皮膚瘻 etc）
 - ・間欠的自己導尿
 - ・CAPD（腹膜透析）
- 3 看護・介護技術の実施と相談、指導等（洗髪、清拭、入浴、排泄、体位保持等）
- 4 栄養、食事療法に関する相談、指導等
- 5 リハビリテーションの実施と相談等
- 6 介護用品の紹介や工夫の仕方の実践
- 7 ターミナルケア
- 8 生活環境の調整と指導
- 9 かかり付け医師への調整及び報告
- 10 行政機関やサービス、他施設等の利用に関する情報提供や調整
- 11 その他、医師の指示による処置と介護に関する相談

（訪問回数）

第10条 ステーションの訪問看護師の訪問回数は、ケアプランに計画された回数とする。

（緊急時の対応）

第11条 緊急時の対応は次のとおりとする。

- 1 ステーションの訪問看護師は、訪問看護実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が起きたときは、速やかに主治医に連絡を取り、適切な処置を行うものとする。主治医との連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置をしなければならない。
- 2 訪問看護師は、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医、居宅介護支援事業者へ報告しなければならない。

（利用料等）

第12条 利用料は、下記の通りとする。

- 1 指定訪問看護を提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護が法定代理受領サービスである時は、その1割又は2割又は3割の額とする。
- 2 第13条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問看護に要する交通費は、次の通りとする。

事業の実施地域を越えた所から、片道10km未満の場合	200円
事業の実施地域を越えた所から、片道10km以上15km未満の場合	300円
事業の実施地域を越えた所から、片道15km以上20km未満の場合	400円
事業の実施地域を越えた所から、片道20km以上の場合は1km増える毎に50円加算する	
- 3 前項での費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族等に対して、説明し同意を得る。

（通常の事業の実施地域）

第13条 通常の事業の実施地域は、高崎市、藤岡市、安中市、玉村町の地域とする。

（内容の教示）

第14条 内容の教示は次のとおりとする。

- 1 サービスの提供に際し、あらかじめ利用者または家族に対し、利用手続き、内容、利用料、その他サービスの提供方法等について説明し、理解を得る。
- 2 訪問看護利用申込者が必要とする療養上の世話の程度が重い事を理由に、訪問看護の提供を拒否しない。ただし、次の状況等で適切な訪問看護ができないと判断した場合はその限りではない。

* ステーションの現人員では十分な看護が提供できないと判断した場合。

この場合には速やかに主治医または居宅介護支援事業者へ連絡等必要な措置をすると共に、利用者又はその家族に対し、十分説明をし、理解を得る。

（他機関との連携）

第15条 他機関との連携は次のとおりとする。

1 市町村との連携

地域に根ざした事業として、市町村の保健、福祉部門、保健福祉事務所及び居宅介護支援事業者の提供主体との連絡をとる。

2 かかりつけ医師との連携

かかりつけ医師の指示書に基づき適切なサービスを提供できるよう、かかりつけ医師と密接かつ適切な連携をとる。

3 サービス終了時の連携

サービスの提供の終了に際して、利用者及び家族等に適切な指導を行うとともに、必要なサービスが継続して提供されるよう、担当医師、居宅介護支援事業者と連携を図るように努める。

（衛生管理）

第16条 ステーションの設備及びサービスの提供を行う際に使用する備品について、必要な衛生管理に努める。

（記録）

第17条 記録は次のとおりとする。

設備、備品、職員、会計及び利用者に対する指定老人訪問看護の提供に関する諸記録を整備しておかなければならない。

（会計の区分）

第18条 ステーションで経理し、病院等の会計と区分する。

（相談・苦情の対応）

第19条 事業所は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、利用者又はその家族からの苦情、ハラスメントに迅速に対応する。

（虐待防止に関する事項）

第20条 事業所は虐待防止の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- 1 虐待防止に関わる委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対して、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

事業所は、当該事業所従業者又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

（身体拘束の禁止）

第21条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う際には、本人又は家族に対して、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得たうえで、その容態及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

（業務継続計画の策定等）

第 22 条 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定居宅介護支援、指定居宅介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 1 事業所は、従業者に対して業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しをおこない、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症の予防及びまん延防止のための処置）

第 23 条 事業所は、感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

- 1 感染症の予防及びまん延のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- 2 感染症の予防及びまん延の対策、計画を整備する。
- 3 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（ハラスメント対策の強化に関する事項）

第 24.条 事業所は、適切な指定居宅介護支援、指定居宅介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、法人と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は 2024 年 6 月 1 日から施行する。